

## 那珂市議会菅谷地内旧歯科ビル及び 土地の寄附に関する調査特別委員会記録

開催日時 平成 30 年 11 月 13 日（火）午前 10 時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 綿引 孝光 副委員長 古川 洋一  
委員 富山 豪 委員 花島 進  
委員 筒井かよ子 委員 寺門 厚  
委員 木野 広宣 委員 萩谷 俊行  
委員 勝村 晃夫 委員 笹島 猛  
委員 助川 則夫 委員 福田耕四郎

欠席委員 委員 中崎 政長

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男 事務局長 寺山 修一  
次長 清水 貴 次長補佐 横山 明子

会議に付した事件

菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会調査報告書について  
…調査報告書の内容について最終協議し、調査終了を決定

議事の経過（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前 10 時 03 分）

委員長 おはようございます。

お忙しい中を当委員会のためにご出席を賜わりまして、まことにご苦労さまでござい  
ます。

それでは、早速始めたいと思います。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送し  
ます。会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。携帯電話をお持ち  
の方は、必ず電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は 11 名であります。欠席委員は萩谷委員、中崎委員の 2 名であり  
ます。定足数に達しておりますので、これより菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関  
する調査特別委員会を開会いたします。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会に

ご出席、まことにご苦労さまです。本日はこの調査報告書（案）が提出されておりますので、皆様方のご審議のほどをよろしくお願いをいたします。

また、先月の 10 月 24 日付で 3 名の議員の方が辞職願を提出されまして、辞職しました。既に皆様方にはファクスでお知らせしてあるかと思いますが、3 名が辞職したということで報告をさせていただきながら、挨拶に代えさせていただきます。きょうはよろしくお願いをいたします。ご苦労さまです。

委員長 それでは、これより議事に入ります。

1、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会調査報告書（案）についてを議題といたします。

前回の調査特別委員会では、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会調査報告書（案）について、委員の皆様からさまざまなご意見をいただき、調査報告書の作成に向け協議を進めたところです。

前回出されました皆様のご意見及び委員会の開催状況並びに証人の出席状況等について加筆訂正した調査報告書（案）を事前に各委員のお手元にお送りさせていただき、再度ご確認をお願いしたところです。

まず、修正後の調査報告書（案）について委員長から説明させていただきます。

それでは、お手元の資料をご確認願います。

まず、前回の報告書にはなかった調査特別委員会の設置、それから、委員会の定数、委員会の構成、それから、大きい 3 番の委員会の開催状況ということで、第 1 回委員会から第 11 回、本日の委員会までが記載のとおりでございます。

続いて、大きい 4 番、参考人、証人の出頭等ということで、（1）参考人として出頭を求めた者、意見陳述を求めた事項ということで記載のとおりでございます。

（2）証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項ということで、これも記載のとおりでございます。

大きい 5 番、記録、資料の提出ということで、当委員会が執行機関に提出を求めた資料ということで、1 番から 11 番まで記載のとおりでございます。

続きまして、大きい 6 番、調査の内容と結果ということでございますが、ここにつきましては、特に変更のご意見はなかったもので、前回と同様でございます。

続きまして、9 ページの大きい 7 番、調査結果等を踏まえた委員会の判断、ここが改正点がございました。前回の資料と比べながら、今回の改正点につきまして、これ全部読み上げたほうがよろしいでしょうか。

じゃ、読んだほうがいいということでございますので、この大きい 7 番に関しましては微妙な改正点がございますので、朗読をして報告ということに代えさせていただきます。

それでは、大きい 7 番、調査結果等を踏まえた委員会の判断。

（1）建物の危険度、所有者の資力、いずれも客観的根拠はなかった。これは行政事務

として適切でなく、今後市民から「私の建物も寄附するから市で解体して」と言われても仕方がなく、悪しき前例をつくることになった。

市長は「今後は空き家特措法にのっとり粛々と対処する」と言うが、一方で担当者は「特措法による解決は一つの方法であり、今回の方法は一つのモデルケース」とも回答しており、今後正しい判断がなされるか疑問が残る。

所有者が寄附することを最終的に決断したのは、調査結果（１）エの言葉を担当者から告げられた時点と考えるが、担当者の言葉は、「３月中に寄附しなければ「空き家特措法」に基づき対処しなければならなくなるので」と、法律を盾に寄附を急がせたものと思料される。

また、「寄附」と「解体」がセットであることは、証言のとおり明白であるが、加えて「（過去の保留されている）税金も免除」が、所有者にとって寄附する大前提であることは容易に想像できる。

所有者にとって、寄附後に建物を市が税金で解体することは問題ではなく、売却してもプラスにならない建物・土地を市にもらってもらい、なおかつ過去の税金も免除してもらえることに大変感謝している。

所有者に税金を免除したことが事実だとすれば、税法上の理由に基づくしかるべき決裁があつて当然であるが、これもない。著しく公平性に欠けるものである。

税金の免除が寄附の条件だったかについては、市側と所有者側で証言の食い違いが見られるが、たとえ市側が「寄附後は市が所有者なので税金はかからない」という意味で話をしたつもりであっても、所有者は過去の税金も免除してもらえると理解しており（それが「寄附することで全てが解決する」ことであるから）、課税通知がなされて驚きつつも「市を信じ」納付する意思はないと思われる。

今になって所有者３名に面と向かって「免除するとは言っていない。過去の税金は払ってくれ」と言えるのか疑問である。

（２）解体費用と売却収入（採算性）について、寄附を受ける前に設計図等により「アスベストの有無」等を確認していれば寄附を受けなかった可能性もあり、また、解体費用もより正確に算出できたと考えられる。売却収入についても推測の域を超えておらず、行政の事務事業としての適正さに欠けるものであり、市民の税金という意識も欠如している。

市長の特命事項として当時の税務課長を担当者として所有者との交渉を進めたが、議会が指摘した重要事項といえる内容に関して、市長はその多くを「聞いていない。知らない」と回答しており、最高責任者としての自覚に欠けていると言わざるを得ない。また、補正予算提出時の「私の監督不行き届き」の言葉をはじめ、市長自身の責任よりも部下の責任とでも言いたげな姿勢・言動は、トップとしての資質を疑わざるを得ない。

解体の補正予算を提出した際にも議会に対してなんら説明もなかったばかりか、本件が

発覚してからも丁寧に説明することなく、「聞かれれば説明した」との答弁にもあるように議会軽視も甚だしい。

今回の寄付行為が「負担付き寄附」に該当するか否かの見解を市の顧問弁護士に求めたのは、議会から指摘された寄附後のことであり、寄附前にそのような認識が執行部にあったとは考えづらい。

本来であれば、所有者から寄附を受ける前に行わなければならない「不動産評価審査委員会」を事後に行い、かつ寄附ありきで審査が行われたことは、事務手続き上の不備と言わざるを得ない。

市長の特命事項である重要な交渉記録を残さなかったこと、退職にあたり後任者への文書による申し送りもなかったこと、これは担当者の問題にとどまらず、行政組織として大きな怠慢と断言せざるを得ない。

(3) 今回の寄附が「負担付き寄附」に該当するかどうかの判断は、さまざまな解釈があるため委員会としての結論は出せない。

#### 8 執行部への提言。

上記のとおり、建物の危険度や所有者の資力に客観的根拠がない中で判断したこと、固定資産税の課税も含めた重要事項に関する交渉記録や引継文書がないこと、寄附を受けてから不動産評価審査会を開催したこと、解体と土地売却の採算性の見込みが甘かったこと、特命事項である交渉内容を指示者がほとんど把握していないこと、議会への報告・説明を丁寧に行わなかったこと、等々、行政の事務事業として適切でないことが多々あり、本件の最高責任者である市長の責任は重大である。

今後このようなことを二度と起こさないよう、以下の3点について提言する。

(1) 記憶に頼る行政事務にならないよう、「文書管理規程」の中で、相手がある交渉については必ず記録を残すよう明記すること。

(2) 安易な寄附を受けることのないよう、負担付き寄附に該当するだけでなく、寄附を受ける明確な基準(要件)を盛り込んだ「寄附要綱」を制定すること。

(3) 税金の課税・免税等については、公正・公平に、かつ法律に基づき適正な処理を行うこと。

9番の調査経費に関しましては変更はございませんでしたので、省略をいたします。

以上、ご報告を申し上げます。

それでは、ただいまご説明をいたしました調査報告書(案)について、各委員からのご意見をいただき、調査報告書の完成に向け、協議を進めてまいりたいと思います。

委員の皆様のご意見をお願いいたします。

花島委員 前回の委員会でもたくさん述べましたが、今回の報告書でも私にとっては適切でない表現とか、事実と違うことがあると思いますので、その点について述べたいと思います。

まず、9ページの7、調査結果を踏まえた委員会の判断の最初のところです。「今後市民から「私の建物も寄附するから市で解体して」と言われても仕方がなく、悪しき前例をつくることになった」というのは、ちょっと私としてはそう思ってません。悪しき前例という意味が何か悪いことをやったようなこと書かれているということですね。

次に、市長が一つの方法として市の担当者が言ったことから、市長は「今後は空き家特措法にのっとり粛々と対処する」と言っているけれども、今後正しい判断がなされるか疑問というのも、これも何かいらぬ判断かなと私は思っています。

それで、非常に違うところが、この同じページの下から2つ目の段落で、「また、「寄附」と「解体」がセットであることは、証言のとおり明白であるが、加えて「（過去の保留されている）税金も免除」が、所有者にとって寄附する大前提であることは容易に想像できる」というのは、これは明らかに違います。私も議事録などを読みましたが、もとの負債を何とか返そうとした破産した方は、明確にいずれにせよ、自分の手を離れるので歓迎だったと言ってます。ですから、これがセットだろうがなかろうが、自分の手を離れて歓迎だったという方が1人いるわけで、これですと、寄附した方が全員がこういうふうにしたかというふうにとられるというふうにするので、違うと思いますね。

それから、10ページ目の下の2段落目ですね。「今回の寄附行為が「負担付き寄附」に該当するか否かの見解を市の顧問弁護士に求めたのは、議会から指摘された寄附後のことであり」ということも、これも何か意味がないですね。何かもともと市が議会の議決をしようと思っていなかった件について、後になって顧問弁護士に聞いたからといって、それがおかしいという理由は何か私にはわからない。

以上あるんですが、全体として私は不十分というか、この寄附の全体像を分析したものにはなっていないので、納得できないと、前から言っているように思っています。

それで、私なりに提案された調査報告書以外に意見書を書いてみたんですけども、お配りしてよろしいでしょうか。皆さんに見てもらうために。配る判断ができないのだったら、ちょっとそれを読み上げましょうか。それとももう少しこれについて皆さんで議論してからやりますか。

委員長 意見書ということは、つまりこれじゃなくて、花島委員が作成された、いわゆる今回の特別委員会の報告書（案）という意味でしょうか。

花島委員 直接の報告は、これをベースになされるでしょうが、単にそれだけにとどまらず、私の見解として皆さんに明らかにしたいし、できれば市民の皆さんにも明らかにしたいと思ってます。

内容は、ですから、丸々これを置きかえるつもりではないですよ。例えば事実経緯とか、事実書いて何月何日とか、委員がどこで出席してとか、委員が誰でとかということまでは書いてませんが、全体として私はこの調査委員会で理解したことなりを示したわけです。口頭で全部読んでもいいですけどもね。

議事進行として、まずこれの細かいと言ったら変ですが、文言とかで皆さんが議論してからやるというならそれでも結構です。

委員長 要するに委員会としては、こういう文書を正副委員長あるいは事務局の手伝いを得ながらここまでやってきて、あと、前回の委員会で修正点を加除訂正して、今回もう1回煮詰めれば、さらに加除訂正の必要があれば、皆さんからご意見を頂戴して、それでできれば決着というか、報告書（案）を議会に提出、できるだけ12月の定例会には間に合うようにしたいなという思いで進めてきたつもりなんです、そういう中で、今この訂正案の中で花島委員から大きい7番の訂正部分が4カ所、9ページと10ページにわたって4カ所、この言い回しがちょっと納得できないという部分をご指摘を受けたので、その部分を皆さんにお諮りして、訂正の必要があるかどうかということを進めればいいのかと思ってたんですが、花島委員のプランのそれがあって、それにしないかというお話になってしまうんですか。

花島委員 いや、そうではないですよ。私は基本的に今言ったことを取り入れてもらいたいです。ですが、これまでの経緯から、私もいろいろ言ってますが、私が言っている基本認識は取り入れられてませんよね。全体の経緯の流れをどういうふうに見ているかということ。ですから、大方の委員長、副委員長たちはこれから大幅に変えるつもりはないということだと私は思いますので、私なりの見解を皆さんにちゃんと再度お話しして、それで賛同いただける方がいたら、その方と一緒に意見書として示したいと思ってます。そういうことです。

もちろんこれをどんとひっくり返して、私のやつを大量に取り込んでくれるなら、それはそれで結構ですが、今までの流れから言うと、それは正直期待できないと思っています。

笹島委員 今の花島委員のあれは参考程度に聞いておかないとだめよ。

（「1人の委員の意見としてね」と呼ぶ声あり）

笹島委員 そういう進行の仕方していかなければとまってしまうからね。お願いしますよ。

委員長 わかりました。それでは、花島委員の意見ということで、その文書を人数分用意していただいたんですか。

花島委員 はい、もう用意してあります。

委員長 じゃ、せっかくですから、それは皆さんに回覧してもよろしいですか。

花島委員 回覧というのか配付ですね。

委員長 じゃ、配付をいたしますので、お願いします。

（意見書配付）

委員長 それでは、今花島委員から文書のほうが配付されたと思うんですけども、その前に花島委員から修正案というか、ちょっと納得がいかないよというご意見がありましたので、その点をどういうふうにすればいいのか、ほかの委員にお諮りをしたいと思いま

す。

まず最初が、9ページの(1)の「今後市民から「私の建物も寄附するから市で解体して」と言われても仕方がなく、悪しき前例をつくることになった」、この特に花島委員は悪しき前例をつくるという部分が納得いかんということらしいんですけども、ここを訂正すべきかどうかということ。

それと、2点目のご指摘は、その下の段の「今後正しい判断がなされるか疑問が残る」、ここの言い回しが納得いかないというのが2点目。

3点目のご指摘が、9ページの一番下のところの「寄附する大前提であることは容易に想像できる」、この辺の言い回しが納得いかないというのが3点目。

4点目が、10ページの下から上1つかな、「今回の寄附行為が「負担付き寄附」に該当するか否かの見解を市の顧問弁護士に求めたのは、議会から指摘された寄附後のことであり、寄附前にそのような認識が執行部にあったとは考えづらい」と、ここの部分が納得いかないというご意見で、4つのご指摘があったんですが、いかがでしたらよろしいでしょうか。

助川委員 これ、今お配りいただきましたけれども、どこの部分をどういうふうに変えていただければということをお話いただいたほうが皆さんわかりやすいんじゃないかと思うんですけども、それでどうですかね。

委員長 じゃ、資料のほうの説明を花島委員からお願いをしたいと思います、いかがでしょうか。

(「今の4点をやるんですか、全部やるんですか」と呼ぶ声あり)

委員長 じゃ、4点の検討に関しましてはちょっと棚に上げておきまして、花島委員のこの資料の説明をとりあえず聞くのを先にということによろしいですか。

じゃ、花島委員、お願いします。

花島委員 個別にやっても目で追うのが大変でしょうから読みます。最初からいきます。

本意見書の趣旨。

本調査特別委員会の調査結果について、委員長から調査報告書(案)が提出されていますが、その報告内容についていくつかの部分で異論があり、それを明らかにすべく、委員長報告とは別に意見書を提出するものです。

委員長提案の報告書では、本来報告すべきことについての言及がないなど、大きくは以下の2点の問題があります。

1つは、そもそもこの件の寄附の発端となったのは、当該建物が危険であり放置できない、所有者に任せておけないと判断したことです、その判断の妥当性について、執行部や職員の陳述があったものの、委員長案では大切な点が報告されていません。

第2に、当該物件の固定資産税の課税、徴収(未収)について批判があるものの、なぜそのように進んだのか、その事情、全体像を解明しようとせず、部分的な手続に対す

る批判に終始しています。

本体にいきます。

危険度についての判断について。

当該建物は昭和 51 年に建築確認申請された鉄骨 3 階建ての建物です。国土交通省の耐震提言によれば、阪神淡路大震災の被害は 1981 年の耐震基準改定前の建物に集中しています。旧基準の建物は大破以上と中破合わせて約 65%、大破以上の家も約 30%でした。これらは大きな地震に遭ったことのない建物の阪神淡路大震災での結果です。

多くの方は鉄骨や鉄筋コンクリートの建物は木造建築より強いものと考えていますが、それは単純な外力が加わった場合には言えても、地震で加速度が加わる場合には当てはまりません。地震に対しては大まかに言えば、建物の重量に対してどれだけ強いかが問われます。当該建物が特別の耐震性を持たせるようにつくられたものでない限り、建築確認申請の時期だけから見ても強さに懸念があるものです。

当該建物は単に古い基準の建物であるだけでなく、2011 年の震災に遭っており、既に外壁の剥落、内部の荒廃などが起きています。したがって、当初の状態よりも耐震強度がさらに低くなっていると考えべきです。通常人が使用していない建物は劣化が進んでも手が打たれないことを考えると、これもまた建物の強度が期待できないと判断されます。

一方、那珂市の地域における将来の地震予測では、30 年以内に震度 6 程度の地震が起こる確率は無視できない数値が出ており、那珂市としても震度 7 を想定して防災計画をつくっているほどです。2011 年の地震相当の地震がいつあってもおかしくないと予想されています。

これに述べたことは当該建物を詳細に見るまでもなく言えることです。さらに当該建物を見れば、屋上やベランダにモルタルあるいはコンクリートの塊、転倒した冷却塔、しっかり固定されていないタンクなどがあります。これらは当面の対策としてロープでとめてありますが、大きな地震に対して万全ではありません。それは現在市が応急安全対策として施した周囲の網などにも言えます。当該建物は 3 方が別の建物に密接し、1 方向は人通りもある道路に面しています。十分に固定されていない重量物が高いところにある危険は木造の 2 階建ての瓦屋根に対する懸念よりはるかに大きいと言えます。

次に、耐震診断について書きます。

本委員会の中、また、委員会が設置される以前でも、客観的な耐震診断をしていないという批判が議員の中にありました。耐震診断がなされ、それが当該建物の弱さを明らかにしていれば、多くの方が納得するかもしれません。しかし、きちんとした診断には大きな費用がかかることが明らかになっています。見た目では放置できない、少々手を入れても再利用できないと判断される建物について、費用がかかる耐震診断をしなかったことは非難されることはありません。現に本委員会では、一時は執行部に耐震診断を要

請することを決めましたが、耐震診断の費用見積りを見、現地に赴いて建物を視察した結果、要請を取り下げました。

市長のいつ倒壊してもおかしくない発言の批判について次に書きます。

百条委員会以前の全員協議会で、市長のいつ倒壊してもおかしくないという発言に対して、その根拠を問う議員がありました。そのような批判の仕方は市長発言の部分だけを取り出して示し、誤解を誘導するものです。市長は那珂市における大きな地震の予想、2011年の地震と同様の地震がいつ来てもおかしくない予想があること等をあわせて言ったもので、何もないのに倒壊すると言ったのではないです。さきに述べた地震予想を考えれば、特に間違ったことを言っていないと考えます。

次に、寄附を促した経緯です。

寄附として受領、取り壊して土地を売却する方針について。

必要な財政負担の見積りについては、当初の担当職員は取り壊しにかかる費用はその後の売却でほぼ回収できると判断したと述べていました。当初の解体費用見積りでは、アスベストの存在を見落とすなど、綿密な見積りではありませんでしたが、幾ばくかの市財政の負担よりも安全対策を優先したものでした。また、寄附前の状態ではいつまでも固定資産税を徴収できる見込みもなく、一時は市の財政に負担がかかるとしても、売却できれば、その後買い手から固定資産税を徴収できるようになる。周辺の都市計画の妨げにもならないというメリットを考えたとのことでした。この判断が正しいかどうかは本委員会で議論されていません。見積りの不備を批判する委員がいるのみでした。

養生に関する費用と解体する費用です。

解体費用の見積りが甘かったと批判はありますが、それを市財政の配慮不足と非難するのは適切でないと考えます。当面の安全対策に1年ごとに年約200万円の費用がかかったことを考えれば、危険を承知でも行政が手を出さない。財政負担があるが、行政が対処するか、この判断の問題と考えます。この件でも手続上の不満を述べる委員はいましたが、この判断自体について本委員会で議論はほとんどされていません。

寄附者の資力の判断について次に述べています。

本委員会発足前の全員協議会での職員の陳述、委員会での寄附者たちの証言から、全体の経緯を以下のように理解します。

歯科医院を営んでいたA氏が多額の負債を持ったまま亡くなりました。その負債をA氏の夫人（B氏とします）、その親族の1人、C氏が返済しようとしていましたが、B氏が亡くなった後、行き詰まり、C氏の破産に至りました。個人破産処理の段階で、当該の土地、建物を売却することが計画されましたが、購入する者があられず、破産処理から除外されました。A氏の子にはC氏のほか、C氏と双子のD氏、B氏ではない別の母親を持つE氏がいます。D氏は婿に行って離れているという認識があり、父親の負債処理に深く関与はしていないようです。また、E氏も責任がある者としては負債処理に

関与していなかったようです。

しかし、当該の物件については、E氏が自分で利用する可能性を考え、相続する、しないの判断をせずにいました。空き家措置特別法ができてから、対処を先延ばしにすると、最終的には行政代執行で取り壊しに至り、その費用を請求されるだろうと考え、寄附に同意したものです。

この間の経緯で、A氏の死去のとき、そしてB氏の死去のとき、それぞれ明確な遺産相続の手続がなされておらず、当該の土地建物の登記も変更されていませんでした。このことから市が寄附を受けたときは、さかのぼって法定の遺産分割割合で相続したとする処理がなされました。

固定資産税の課税について、寄附すれば免除するという趣旨の話を当時の市の担当者が言ったという証言があります。そのときの正確な文言は明らかではありません。どのような文言だったかは別にして、A氏の負債処理にかかわらなかったD氏、E氏が明確にA氏とB氏の遺産相続を放棄していれば、固定資産税の納入義務者はC氏でした。しかし、C氏は生活保護を必要なほど資力がなく、また、当該の土地建物を処分して現金化することもできない状態だったので、課税はしても所定の手続がなされれば納税は免除されるものでした。実際はさきに述べたように、相続放棄や相続割合の決定がなされずに寄附に至りました。そのため、固定資産税の課税と徴収に疑義が生ずるものになりました。

課税については、2016年第3回定例会の笹島議員の一般質問の後、市は課税手続をとりましたが、本来は各段階で相続関係と登記をはっきりさせ、個々にしっかり課税すべきでした。そして、免除すべき部分については明確に手続を踏むべきでした。

しかし、未整理状態が続いたのは、市職員の怠慢とすべきではないと考えます。原因は、1、法的に遺産相続を放棄するには遺産相続ができることを知ってから3カ月以内に手続をしなければならず、それがなければ相続したことになる。しかし、相続権者が複数の場合、各人の相続割合を決定することは先延ばしにできること、また、所有関係が変わった場合には、登記することが義務づけられてはいても強制力がないこと。2、実際の事務において相続権者が那珂市の外に居住している場合、相続関係をきちんと追跡し続けることが困難な事務システムの非力があること。この2つがあります。事務システムの非力は那珂市の担当課や職員の力の問題に限ったことではなく、全国的な問題であり、適切な法整備や事務システムの確立が求められます。

市の寄附者に対する契約的な義務について。これは要するに地方自治法第96条の負担付き寄附に当るかどうかの議論です。

地方自治法第96条は、普通地方公共団体の議決事件の1つとして、負担付きの寄附または贈与を受けることを挙げています。本件の寄附がこれに当るかどうかについては、市執行部と一部議員の意見が異なりました。本委員会ではこの件について深い議論を行

ったわけではなく、議会としてどのように振る舞うかについても一部委員が議論すべきとしたものの議論がなされませんでした。

ここで言う負担付き寄附については、多くの逐条解釈本などで寄附時の契約でなんらかの約束をし、それが実行されなければ寄附されたものを返還するものをいうとされています。本委員会で証言した弁護士も世に別の解釈もあるかもしれないがとしながら、同じ解釈を述べています。地方自治法の文が単に負担付きの寄附または贈与を受けることと書いてあるのみなので、維持管理などで負担が生ずるとして、負担付き行為であると主張することも議会の選択肢としてありましようが、市執行部が広く行われている解釈と同じ解釈をしたものを殊さら無法なことと非難するものは適切ではありません。

一方、寄附すれば取り壊しますと市の職員が言ったことについては、前段で持ち主に安全対処を求めており、その中で取り壊しが検討されていることから、取り壊し自体が約束とは解釈されません。現に実質的な相続者と言える市は、寄附についての質問、「寄附、解体、課税免除などの条件がなければ寄附しなかったのか。今の証言ではいずれにせよ処分してくれるので、歓迎だったようですが。」に対して、「最初から1人では持ちきれなかったのが歓迎した」とはっきり証言しています。委員長報告（案）にある、これはさっきの分ですね、寄附と解体がセットであることは証言のとおり明白であるが、加えて過去の保留されている税金の免除が所有者にとって寄附する大前提であったことは容易に想像できるという記述はE氏については言えても、C氏については間違っています。

取り壊しについては、市の職員が寄附を促す交渉の中で、市が取り壊しますと言ったとしても、あなたの責任はなくなりますと言っているにすぎません。負担付き寄附かどうかの議論は、取り壊しや固定資産税のいかんではなく、あえて議論するなら、寄附によって市の責任で管理しなければならなくなるという点で議論すべきです。

次は特別措置法との関連についてです。

本件について、空き家等対策特別措置法によって対処しなかったことを批判する委員がいました。執行部の説明は、特別措置法は持ち主に管理の意思または能力がない場合でも、このように進めることができるという手法ができた。対処の仕方がふえたのであって、このやり方でやらなければならないということではない。特別措置法に沿って進めれば、時間もお金もかかり、かかった費用を回収できる見込みもなかったというものでした。

委員長の報告書はこの件を無視していますが、この見解が間違っているとの具体的な指摘は示されていません。批判する委員は単に特別措置法ができたのに、それを使わなかったのが間違いだと言っているのみです。危険回避が必要と判断するなら、なんらかの対処が必要ですが、空き家の問題だからといって空き家等対策特別措置法を使わなければならないというのは無理な論理です。従来法の枠内でできるならそれでよいはずで

す。行政の効率、時間の手間、処理に必要な費用などを総合的に判断し、対処を選択すればよいのです。本件については責任を認識しても全く資力がないC氏、婿に行ったので、自分のことと考えていないであろうD氏、相続する、しないの損得判断が定まらず、なかなか決断しなかったE氏の3者の所有でした。度合いの差があるものの、当時は3人とも対処する資力がなく、特別措置法に沿って対処しても、助言、指導、勧告、命令、行政代執行と順に進めるために時間と労力がかかり、さらに代執行にかかった費用を請求しても回収できる見込みが薄かったという市の判断が間違っているという根拠はありません。

議会から批判が出たことで執行部は今後このような案件は特別措置法によって進めると方針を示しましたが、そのように言明する必要はなかったと考えています。特別措置法は対処方法の選択肢をふやしたのであって、これ以外の方法をとってはならないというものではありません。特別措置ということは従来の法概念と異なる概念を持ち込むものであって、従来の法の枠内で対処できるなら、むしろそれによらない方法のほうが望ましいという見方もあります。

この特例的な措置に対して公平でない、悪しき前例をつくったなどの批判がありました。本来持ち主が自分の資力で安全を確保するのは原則です。ですから、持ち主が対処しないのはよいことではありません。しかし、それに対応する能力がないときにどうするかは行政の判断の問題です。そこにはかかる時間、費用、法律や諸制度との整合性、それと放置した場合の危険や景観、都市計画の阻害など、総合的な判断がなされるべきでしょう。行政に手続上の不備が全くなかったとは言えませんが、その観点から大筋の判断が不適切だったとは考えません。悪しき前例との指摘は全体像を見ない指摘だと言えます。言うまでもなく、所有者が対処できる資力を持っている場合、今回のように対処することを認めるものではありません。今回の件は個人の持ち物でしたが、所有者が法人の場合、もっと難しい事態が想定されます。それは今後の課題ではあります。ここは書いてありませんが、どういうことを言っているかといいますと、会社を適当に倒産させて、責任ある者は逃げてしまうということも考えられるということです。法人が持ち物の場合ですね。

改善すべき点。

議会への説明不足について。

今回の寄附が地方自治法に言う負担付き寄附・譲渡に当たると考えるものではありませんが、このような特例的な対処に対して、議会が執行部の予算計上に対する質問をして初めて知ったということは好ましくありませんでした。寄附が違法でないとしても、その後の事業を進めるためには予算措置が必要で、議会はその予算の承認権を持っています。行政事務を円滑に進めるためには、違法でないからよいのではなく、十分な説明に努めるべきでした。このことについては既に執行部が謝罪し、改善を約束しています。言葉

どおり実行することを望みます。

法制度と事務システムの問題について。

相続関係の追跡と固定資産税の課税については改善を求めたいところはあります。不動産の持ち主が死去した場合、円滑に相続者を確定し、課税できるようにすることが求められます。そのためには相続と登記の間を埋める法や制度、そして事務システムの改善が必要と考えます。これは市や担当職員の怠慢や不正として責めることなく、処理能力の向上を求めるものです。

百条委員会の証人尋問のあり方について。

百条委員会の証人喚問では以下のことが必要と考えます。1、当該の百条委員会では寄附者、寄附者のアドバイザー、市の職員、当時の市職員、弁護士らに証言を求め、尋問しました。その出頭要請をする際に、質問内容をあらかじめできるだけ具体的かつ詳細に通知すべきだったと考えます。そうしなければ証人は尋問の場だけで記憶をたどる回答になりやすく、あらかじめ処分書を確認しておいたり、記憶を整理しておいたりすることができないままで答えてしまうことになりがちになります。それでは適切な証言は得にくい、証人の証言によって新たな質問が生じることがあり、それはあらかじめ想定できない場合もありますが、少なくとも聞くことを決めている事柄については、あらかじめ詳細に通知して呼び出すべきでありました。

百条委員会の証言では、偽証は犯罪とされ、罰則も適用されます。言い間違いや記憶違いで間違ったことを言ったのであっても偽証として訴追される可能性があります。このことへの留意も必要です。証人に対する質問は曖昧な表現をできるだけ避け、誘導尋問にならないように気をつけるべきです。

以上になりますが、事実関係を調査するという目的から、これらのことに注意すべきと考えますが、本委員会の進行は不適切な部分があったと考えます

以上です。

委員長 花島委員の説明が終わりました。

この件に関しまして皆さんのご意見を頂戴したいと思います。

萩谷委員が出席をされましたので、よろしく願いいたします。

笹島委員 これはこれでいいんじゃないですか。花島委員の考えだからね。あとは我々委員会としてどのようにまとめていくかということだと思っんで、委員長、進めてください。

副委員長 ちょっと花島委員に確認をさせていただきたいんですが、いろいろご意見いただいて、この意見をもとに今の報告書（案）で訂正すべきところはこういうところじゃないかという先ほどの4点ということで理解してよろしいでしょうか。

花島委員 最低限はそうですね。ただ、基本的にはやっぱり全体の理解について何も書いてないに近いので、それはできれば改善していただきたいんですけども、今までの議論の流れから言うと、それを聞いてくる様子が全くないので、別途意見書としてまとめたい

と思っています。

副委員長 では、具体的にこの今の報告書（案）に直していただきたいところが先ほどの4点で……

花島委員 最低限それは。

副委員長 逆にこういう文言を入れたらどうだとかということ具体的にちょっと教えてもらっていいですか。この意見書の中でどこが入れてほしいところなのか、間違っていることなのかよくわからないんですね。というのは、この意見書は意見書で、先ほど皆さんからお話があったように、お1人の意見としてはよろしいかと思うんですけども、誰々委員が言っていることはおかしい、委員長報告がおかしいということはこの報告書とは関係ない話だと思っただけで、報告書に入れるものではないと思いますので、ですから、具体的にどこを直してほしい、どこを追加してほしいということをやっと具体的に教えていただけたら、皆さんもそれについて考えやすいと思うんですけども、いかがでしょうか。

花島委員 先ほど言いましたが、例えば最初に言ったところ、9ページの頭の部分ですよ、これはまるっきり削除したほうが一番話は簡単ですね。要するに客観的根拠がなかった。危険度、所有者の資力、いずれも客観的に根拠がなかったっていうのも納得できないし、悪しき前例っていうのも納得できないし。それは先ほど私が自分の意見として言ったことで、危険度は私にとっては明らかだし、資力の判断っていうのも、それは全体で言えば、全員を丸裸にするまで引っぺがしてやれと言うのであれば、市の出してきた、示してきた証拠は不十分と言えるかもしれませんが、先ほど言った経緯で言えば、基本的にはC氏が相続していた形なんですね。形と言うんですかね。そこを言ったら、資力がないのは明白なんですよ。だから、混乱を起こしたのはいろいろありますがね。だから、これは単純に除けばいい。

それから、次の2番目に言った部分についても正しい判断をされるか疑問が残るとするのは、正しいというのは、これは空き家等対策特別措置法にするのは正しいと思っているのですが、私は先ほど言いましたように、必ずしもそうは思っていないので、ケース・バイ・ケースだと思ってますから、あえてこう言う必要はないと思ってます。これも削除してもいい。

その次に、さっき言いませんでしたけれども、寄附を最終的に決断したのは、寄附者、最後の方ですね。3月中に寄附しなければ、空き家等対策特別措置法に基づき対処しなければならなくなると言われたからという証言、それは本当かもしれませんね。けども、実際それほど間違った攻め方じゃないでしょう。だって、現に皆さんは空き家等対策特別措置法でやれやれと言っているわけだし、空き家等対策特別措置法というのは本人の意思に関係なく執行できるというメカニズムですから、あなたたちが寄附という市の提案に同意してくれなかったらそうなりますよと言っているだけの話で、ただ、3月

中というのが妥当かどうかは別ですけどもね。それは全然おかしくない。何か突拍子もないおどしをして勝手に進めたかのように見えてしまいますよね。

その次に、大変感謝しているというのも何かちょっと私もさっき言いましたね。税の免除とセットだというのは違うというのは先ほど言いました。E氏にとってはそうですね。E氏は本当は大変感謝というよりは迷ったわけですよ、自分が引き継ぐべきかどうかと。でも、結局最後は先ほど述べたような判断になったわけで、何か何もなくて、ただ市がいかがennaことをやっているというような表現はおかしい。

委員長 花島委員、いいですか。今の4点を納得がいけないというご意見だというのはわかったんですけども、今聞いたのでは、1番目と2番目は削除というお話あったんですけども、3番目と4番目に関しては具体的にどのように加除、訂正すべきかということを書いてもらいたいんですけども。

花島委員 単純に残すは残すでいいですが、要するに文章を書けというなら書きますよ、私。だけど、それ受け入れる気ないんでしょう。とにかく最初の1段落、2段落は削除してしかるべきです。3番目は書き方をもう少し考えるべきです。その次の4段落目は寄附と解体がセットというのは、これは間違いです。それで、寄附する前提だったというのは間違いだと言っているんですよ。E氏のは言えてますけれどもね。でも、解体のセットではないですね。税の免除が多分セットだったんでしょう、彼にとっては。少なくとも本人の理解では。

笹島委員 この委員長らがつくった報告書がベストかベターかわからないけれども、委員の人に聞いてみたらいいんじゃないですか、それを。今花島委員の意見を聞いている。これを中心にしてはだめだよ。もっと委員の人はたくさんいるんだから、進めてください、それを。

委員長 要するに花島委員は、今回のこの報告書の案の文章をここをこういうふうに直してくれという話で済むのか、あるいはこれを没にして、こっちにしたほうがいいんじゃないかという話なのか、どちらなんですか。

花島委員 ベストは私の意見が中心ですけども、これも議論で、全然私の意見を多くの人は納得してくれませんでしたよね。数人の人は理解してくれていると思うんですけども、だから、私はこういう形を出しただけであって、そうはいつでもこれで通すなら、最低限いくつかおかしい点は私は指摘したいし、あえてもっと言えというならいくらでも言いますというだけの話ですよ。だから、代りに報告書を書けと言うんだったら、私全部書き直しても結構です。

助川委員 今回の委員会ではほぼ最終の報告書の取りまとめということで、正副委員長にお願いをした経緯があるわけでありまして、それに対して今花島委員のほうからも意見書ということで、こういう形が出されましたけれども、これはこれで花島委員のお考えですから、だから、それはこれを市民の皆さんに仮にきょう承認させていただいて、報告書と

してお出しして、それで市民の皆さんにお諮りいただくということのほか、今まで 11 回にわたって議論してきた部分の議事録が全て添付されて提出されるわけですね、報告書として。ということで、委員会の判断は最終的に市民の皆さんにご判断いただくということでよろしいでしょうかということを委員長にお諮りいただければいいと思うんですけども、きょうの委員会は。

今までこれ花島委員のほうから全てお出しいただきましたけれども、こういったことも議事録を見れば、市民の皆さん方わかると思うんですよ。これに対してこういうことがおかしいよとか、これに対しては間違っていますよというような花島委員のお考えでこう述べられていますから、それはそれで花島委員のお考えですから、否定するわけにはいかないでしょうから、だから、それはそれとして受けとめて、きょうの進行は報告書の最終の報告書になるかどうかきょうはわからないけれども、これでよろしいかどうかということをご皆さん方にお諮りいただきたいと思うんですけども。

委員長 わかりました。今、助川委員の話の中で、議事録の添付という話がありました、事務局のほうから議事録の添付はないという指摘がありました。

助川委員 添付はないけれども、閲覧はできると。請求が市民の皆さんからあった場合には、委員長 暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 00 分）

再開（午前 11 時 04 分）

委員長 それでは、再開します。

笹島委員 できるだけ固有名詞を避けるようにして行って、今花島委員が言った資力云々というのは、これは事実ですからね、なかったということはね。ですから、そういう事実関係はそのまま残しておけばいいと思うんです。どうですか。

委員長 要するに花島委員の意見書の中の 3 ページの、いわゆる相続人の A B C とかという表現、ここのあたりが要するにちょっと個人情報、具体的なお名前が出ているわけじゃないんですけども、A とか B とか C とかということで、かなり人間関係みたいなのが……

事務局長 これが外に出るわけじゃないので、今こっちの議論じゃないです。

笹島委員 委員長、これは参考程度にあれしてくれと言っているわけで、これは余りにも詳細で、具体的過ぎるから参考程度にしておいて、私らは私らで委員会として皆さんの意見を聞いてまとめなければいけないという、わかりますか、それは。

副委員長 すみません、笹島委員、今の資力の問題の話はどこの表記のことですか。

笹島委員 出ているでしょ。7 番の所有者の資力、出てない、そこは問題ない。

今の花島さんが言っているのは、悪しき前例とか、特措法とか、ここのところをどうするかと聞いている。

富山委員 その悪しき前例という部分なんです、その部分の文言なんかをちょっと直してみ

るのがいいのかなとは思いますが、例えば悪しき前例の部分、行政の対処としては一貫性を欠く前例とか、もうちょっとやわらかいニュアンスに変えればいいのかなと思うんですが、その次の今後の判断がなされるか疑問が残るところも、判断に苦慮するケースをつくることになるとか、やっぱりもうちょっと優しい言い回しにすれば、ちょっと花島委員もいいのかなとは思いますが。

委員長 いかがでしょうか。

筒井委員 先ほどからの花島委員のお考えを述べたものを全部朗読していただきまして、これはあくまでも花島委員の意見であって、私はこのきょう示された調査報告書、これはよくまとめられていると思います。それで、花島委員が先ほど7の1の建物の危険性云々で、そのほかの方からうちの建物も寄附したいと言われて、悪しき前例をつくることになるか書いてあるところを指摘されておりますが、これは本当のことだと私は思っております。悪しきというのがちょっと引かかりますけれども、市民の皆様は、じゃ、うちもこういう状況なら、寄附しましょうという考えの方も結構おりましたので、これはこれで私、問題ないかなと思っております。ですから、今おっしゃられた花島委員の意見は意見として聞いておきますが、私の意見は、これはちゃんとまとめられておりまして、細かい部分を後で言い回しをチェックすればよろしいかなと思います。

以上です。

福田委員 この報告書の内容についてはまあまああれなんですけど、最後にうたっている文言、これについてちょっとこれは委員会がいわゆる品位を問われる。こういうあれで、これは訂正する余地があるんじゃないかなと思うんですが、例えば「言動は、トップとしての資質を疑わざるを得ない」と、そういう文言がもうちょっと訂正する必要もあるような気がするんですが、これは皆さんどう思うか。

それと、もう一点は、9ページの負担付き寄附、いわゆる地方自治法第96条、これで最後の文言で、司法が判断すること、こういうことが市の顧問弁護士から出されたことがうたわれてますけれども、いわゆるこの百条委員会のスタートというのは、これが法律違反というようなことが大分議論をされた。その結果が全く出ないで、それで最終的には司法に判断を任すということなんだろうと思うんですが、この辺がちょっと疑問が残ってしまうと思うんですよ。これはだって、いわゆるスタートのときには随分議論されましたけれども、いわゆる法律違反ということを断言して言っている委員もいたわけですよ。それがうやむやになって、この報告では、これ一般市民理解してくれませんか。どうですか、この辺は。その2点をちょっと伺いたいんですが。

花島委員 私も同じような、ただ、ちょっと私の考えが違うのは、もう委員会を抜けた方ですけども、負担付き寄附の疑いとかいう、実は私、過去の議事録見たら、私の欠席している全員協議会があって、その中で疑いじゃなくて違法だと言ってたんです。後でわかったんですが。それで、彼は言ってますけれども、じゃ、本当にその議論はどうかとい

う議論自体はこの委員会ですてませんよね。要するに違う考えがある。例えば私もあとこの件でいろいろ調べて、いろんな法律解釈を読んだり、どこかの市の総務部みたいなところが出している文書なんかを読んだりしているんですが、この解釈、我々自身がどういうふうに考えるかという議論はしていないんだと私は思っているんですよ。だから、これは確かにこういうふうに言ったという事実かもしれないけれども、福田委員が言うように、この委員会が始まった目的をちゃんとやったのかということですよ。それを私も疑問を持っています。だから、私の中ではちゃんと議論されてないという意見書に書きました。

委員長 今の福田委員のお話では、10 ページの(2)の中段あたりのトップとしての資質を疑わざるを得ないというこの言い回しがどうなんだというお話と、あと、9 ページの上の(3)番の要するに司法が判断すること云々という、この市の顧問弁護士の話ということなんですが、この辺の加除、訂正に関してほかの委員の皆様のご意見をお伺いします。

笹島委員 10 ページの言動はトップとしての資質、ちょっと個人攻撃になるから、これはちょっと委員会としてやめたほうがいいですね。

福田委員 もうちょっとやわらかい文言でもいいんじゃないですか。

笹島委員 カットしてもいいよね、別にそういう。

あと、負担付き行為は、これいろんな市町村でも解釈によって法律的になかなか判断しにくいということを弁護士も言っていましたよね。これほどこの市町村でも困っているんですよ、この負担付き行為。そういうことで、弁護士のご意見だということでは残していいと思います、それは。

福田委員 その解釈はわかるんですよ。ただ、この百条委員会をスタートした時点で法律違反と明言しているんですよ。法律違反と委員が。ということは、我々は、これは法律家じゃないですよ。法律家じゃない者がはっきり断言をしている。そして、これスタートしてきている。この辺がうやむやだから、これはどうなんですかということでは私に言っているわけ。

委員長 ちょっといいですか、今の件。9 ページの部分では、司法が判断することだというふうな弁護士の意見がありましたという記載をしてまして、11 ページの部分では(3)番のところで、「今回の寄附が「負担付き寄附」に該当するかどうかの判断はさまざまな解釈があるため委員会としての結論は出せない」と。いろいろ委員の皆様から意見は出てきたんですけども、最終的に解釈の方法がいろいろあるため、本委員会としては結論は出せないということで報告ということになっているような気がするんですけども、いかがでしょうか。

福田委員 だから百条委員会を設置してやったんじゃないですか。違いますか。だから百条委員会を設置したんでしょうよ。

委員長 負担付き寄附に該当するかどうかということをはっきりさせるためだけに百条委員会は立ち上がったのではなくて、こういうこともいわゆる菅谷地内旧歯科ビルの土地建物の寄附に至った経緯とか、そういうものを調べる中で、委員の中から、これは負担付き寄附というのに該当して、法律違反じゃないかというご意見もありましたと。けども、それはほかにも今回の委員会で調査検討すべきことがたくさんある中の1点であった。この点1件だけを追及あるいは白黒はっきりさせるために百条委員会が成立したのではなくて、そういういろいろな疑問がある中で、この負担付き寄附に該当するのではないかという意見があったので、それについてもいろいろ検討はしてみたんですが、最終的にはいろいろな解釈がどうもあるらしくて、委員会として負担付き寄附に該当するとかしないかという結論は出せないという判断に至ったということだと思うんですけれども。

福田委員 だからこそ明確にこのことを議論をすべきだったろうと。もうちょっとやっぱり議論をすべきだったんですよ、これは。

委員長 いかがですか。

福田委員 疑問が残ってしまうよ、これ。

寺門委員 当初の目的は、やっぱり寄附行為に疑義があると。どうして受けてしまったんだろうねというところから出発してますよね。今、福田委員とか花島委員が言われているように、法的にどうこの委員会で判断するのかというのは、これは調べてみて、議論してみて、できませんでしたよねということだと思うんですよね。

今、もう少し議論が足りなかったんじゃないかというのは、私もそれは素直にそういうふうに乗ってます。その期間も2年経過もしているということもあるし、現実的に経費がかかる、養生をしながら建物を残しておきながら、進めているという状況もあって、もう一つ反省しなければいけないのは、市民に対してきちっと中間報告も踏まえて、できていなかったのも事実だと思います、私は。その反省点はあるんですけども、じゃ、その経緯を市民の皆さんにお知らせするべきだと私は思います、そこはね。素直に。

ただ、今回の結論に至った、この最終の委員会の結論書に至った理由については、そのところをもう少し議論が足りなかったねということも反省事項として入れておけばいいかなという気はするんですけども、法的な解釈、それができてなかったんだということではないと思うんですよね。これはあくまでも法的な解釈だよということ、それぞれ弁護士にもお聞きしましたし、皆さんの中でも意見のやりとりはしてきたと思いますので、ただ、もう少しけんけんがくがくとやるべきだったというのは、その議論はあります。

以上です。

花島委員 何かちょっと認識が違うんですよ。私は議論した記憶は全くないに近いです。投げかけたってしなかったというのが実態だと私は思ってますよ。市の執行部の意見を聞いて

た。弁護士の話聞いた。先に遠藤元委員がみんなに配りましたよね。全員協議会の場合だったか何かのときにね。それだけでしょう。その中でそれぞれそもそもどういふふう  
に解釈すべきかとか、負担とは何のことを考えるのかとか、そういう議論をしてません  
でしたよ。最後になって、この委員会の委員長として結論を出さないというのが出てき  
て、今議論をしているんだか、してないんだかわからないんですけれども、なっている  
というのが実態はそうだと思いますね。

だから、正直私が疑問なのは、何のためにこの百条委員会を立てたのかというところが、  
さっき私の意見書で書いたとおり、全体像を見ようとしないうところでもそうだし、  
この最初の発端になった百条委員会のことについても議会としてのどう態度を決めるか  
というのは、今になって議論されているに近いですよ。報告書（案）が出て結論を出  
さないという言い方をしているわけですから。ちょっと議論したけれどもという意見は  
私は納得できません。

寺門委員 議論をやっていないだろうというお話ですけれども、当委員会でその辺は最終結論で  
出しましょうよと、前回もその前も言ってきて、やってきましたよね、意見のやりとり  
は。それが議論じゃないと言うんだったら、それは仕方がない。足りないというのは私  
も自覚してますんで、それは十分認識してますんで、全然違うという話ではないと思  
います。

以上です。

笹島委員 きょうはもう終盤戦なんで、今言っていた、この今の負担付き行為はこの中の一部  
であって、これはこれでよしとして、そのほかの全体的に見てよろしいかどうかをどん  
どん聞いて進めていってほしいと思います。

委員長 今の負担付き寄附に云々ということに関しましては、皆さんのご意見ということでお  
伺いをしたいと思います。

それで、あとさっきの福田委員から指摘があった 10 ページの中段、トップとしての資  
質を云々というこの文言は確かにちょっともう少し変更の余地があるのかなという気が  
するんですけれども、どうでしょう。

福田委員 正副委員長でちょっと検討してみたらよ。

委員長 では、ここの文言に関しましては正副委員長で再検討したいと思います。

副委員長 もう一点、その下の行のところの最後、「議会軽視も甚だしい」という、この辺も  
ちょっと私は自分でも気になっているんですが、どうでしょうか、この辺もちょっと見  
直したほうがよろしいですか。

福田委員 ちょっとやわらかい文言にしたほうがいいよ。これは那珂市だけじゃなくて、これ  
はもう各近隣まで行くやつだから、その辺もやっぱり資質を問われるから、議会の、委  
員会の。そういうことでちょっと文言を考えていただきたいなというふうに思いますよ。

それと、また繰り返しになるかもわかりませんが、11 ページの（3）のこの負

担付き寄附、これで委員会として結論は出せないという判断というのは、これは各委員に諮った上でのこの結論なんですか。そうじゃないと思うんですよ。ですから、その辺ももうちょっとやっぱり考えていただきたいと、私はそう思うんです。それは何でかといえば、これがかなめだったんですよ、今回の百条委員会のスタートの。そう思わないですか。それがいわゆる結論が出せないといううやむやな後味の悪いことでは当委員会の意味がなくなってしまう。重みがなくなってしまう。私はそういうふうに思う。

以上です。

委員長 文言の修正につきましては 10 ページの「トップとしての資質を疑わざるを得ない」の部分、それから、「議会軽視も甚だしい」の部分、それから、ただいま福田委員からありました 11 ページの「結論は出せない」この部分の言い回しに関しまして検討してはいかがというご意見なんですけれども、ほかの委員の皆様のご意見も伺いたいと思います。

萩谷委員 おくれてきてまことに申しわけありません。

今、福田委員が言ったようなことは、私は本当のことだと思いますよ。出だしの初めはそこから始まったと思っています。

それで、もう一点、私なりに思っているのは 1 つあるんですけれども、9 ページの 7 の (1)、ここの文言もちょっとおかしいんじゃないかなと私は思っているんですけれども、「建物の危険度、所有者の資力、いずれも客観的根拠はなかった」と。客観的な根拠はなかったという、こういうものも客観的に見れば、花島委員が言うようにあったはずなんです。危険度とか資力がないというの。こういう文言もいかがなものかなと私は思っているんですけれども、その続き、「これは行政事務として適切でなく、今後市民から「私の建物も寄附するから市で解体して」と言われても仕方がない」。これたしかここであると思います。いずれにしても、その出だしの「建物の危険度、所有者の資力、いずれも客観的根拠はなかった」というのはどういうものかなと私は思うんですけれども、皆様のご意見を聞きたいなと思っています。

委員長 いかがでしょうか。客観的根拠はなかったの表現が疑問だというご意見ですけれども。

笹島委員 これは問題ないですよ。私が先ほど言っていた、10 ページの「議会軽視も甚だしい」、これは本当のことなんで、これは絶対削除しないでください。わかりましたか。何度も私、いろんな席で委員会で言っているんで、「議会軽視も甚だしい」、これは絶対に削ってはいけないことですから。本当のことですから。私は命かけて言いますからね。

萩谷委員 笹島委員、客観的な根拠というのは見た目ですからね。例えば耐震を判断しようということを行った委員もいましたよね。お金がかかるからやめたみたいな経緯がありますよね。それならばいいんですけれども、客観的な見た目ですから、これはなかったというのは所有者の資力もなかったというのも何かありそうだし、危険度もありそうだし

し、こういういかがなものかなということとは花島委員が言っているのが妥当かなと私はいつも思っているんですけどもね、どうでしょう。

副委員長 これ私の意見ですけども、客観的根拠って、じゃ何なのよということなんですけれども、我々議会が求めたのは、その危険度、あとは所有者の資力を示す根拠となる資料を求めたわけですよ。それがなかったという、そういう意味なわけなんですけれども、それを客観的根拠と言っていいのかどうか、それはちょっと私も正確にはわかりませんが、我々が求めたものがなかったと。出せなかったというところでその根拠として、いや、所有者の方、口ではこう言ってたよ、ああ言ってたよとか、見た目で危険だよねというのは誰もわかると思うんですけども、その辺を客観的に根拠とは何ぞやという話になってしまうんですけども、そういう意味でここのこういう表現を使ったんですけどもね。

花島委員 それは言葉の意味としておかしいですよ。客観的というのは、外から、あるいは多くの人から見てという意味であって、資料があるとかないとかじゃないですよ。皆さんも見に行って、これは耐震診断をやる必要もないと思ったんでしょう、お金をかけてね。何か変ですよ。正直言って、私、これの文章、私が納得できるようになるとは全然思いませんから、これまでの議論で。だから、せめてここはというところだけ言いましたが、先ほど福田委員が言うような品位にかかわる表現、私もそもそも言うべきじゃないと思ってます。それは品位だからじゃなくて、ただ、ある意味は、これは私、賛成しませんから、多分ね。大幅に変えてくれない限り。だから、別に私の責任じゃない。品位がないことを言ってたって私の責任じゃないと思っているので、さっきの分は述べました。

ただ、さっきの寄附と解体のセット、あと税の免除、これはやっぱり事実と違いますからね。Cさんははっきり言っているんですよ。私が突っ込んで聞いたんだから。

以上。

福田委員 花島委員、そのあれじゃなくて、委員会が問われちゃう。

花島委員 そうですけどね。でも、僕は反対したという事実が残りますから。

福田委員 いや、そうじゃない、それは個人的なことであって、そうじゃなくて、やっぱり全体、この委員会をまず重視していただきたいね。

花島委員 それは私も希望します。

委員長 文言を訂正する件で、10 ページの「議会軽視も甚だしい」、これは削除したほうがいいんじゃないかというご意見と、削除というか、言い回しを変えるべきだというご意見と、さっき笹島委員から、いや、これは絶対残せというご意見とちょっと割れた部分があるんですが、この「議会軽視も甚だしい」の文言に関してちょっと再度皆さんにご意見を聞きたいんですが。

福田委員 それと、もう一点、この 11 ページの執行部への提言の中で、「本件の最高責任者

である市長の責任は重大である」と、この辺もちょっと検討したほうがいいのかと思うんですが。

委員長 今の 11 ページの本件の「最高責任者である市長の責任は重大である」、ここに関しても検討すべきだというご意見ですが、ほかの委員のご意見を。

福田委員 個人的な攻撃になってしまうんだよな。

花島委員 それは私もそう思いますよ。責任はありますよ、もちろんね。指揮官だから。だけど、こういう言い方は適切だと私は思いません。でも、さっき言いましたように、私はそもそもこの委員会を始めたときから、何だか知らないけれども、こういうことを言いたいがためにやっているんじゃないかと思う節があるので、あえて私がここで言っても、そういうさっきのことね、通らないだろうと思って、そんなことよりも私が別に認識としての部分について述べました。

それと、議会軽視という面では、ある程度それは言えている部分があります。だから、それはちゃんとと言っても、甚だしいとかどうかは別ですよ。軽視というよりは、それは執行部も認めているんで、もっと交渉の進行状態から議会の理解を求めるべきだったということは言えると思いますね。

委員長 じゃ、90分以上経過しておりますので、暫時休憩します。

再開を 45 分といたします。

休憩（午前 11 時 35 分）

再開（午前 11 時 46 分）

委員長 それでは、再開をいたします。

大分時間も経過しておりますので、皆さんからたくさんのご意見が上がってきましたので、最終的に加除訂正部分をもう一度確認したいと思いますので、ご協力のほどお願いします。

まず、9 ページに関しましてはいかがでしょうか。まず「客観的根拠はなかった」、この言い回しについて、先ほどご意見がありましたので、ここの部分に関しましてはいかがすればいいでしょう。

勝村委員 これ具体的根拠と言ったほうがいいんじゃないの。客観的というよりも具体的なものが。要するに資料がないとか、そういったことを言っているんでしょう。ということは客観的というよりも具体的なものでしょう。

委員長 いかがですか。客観的を具体的。

花島委員 もともと全部削除するという私が言うのもおかしいんですが、皆さんが口で言っているそのまま言ったらいいんじゃないですか。資料がなかったと。示す文書的な資料がなかったというふうに言えばいいんじゃないですか。皆さんそう言ってますよね。それは事実ですよ、最初は。

委員長 じゃ、客観的根拠をカットして、具体的資料がなかったに変えるということでいかが

しょう。具体的資料の提出がなかった。

花島委員 危険度についてはそうなんですけれども、所有者の資力についてはありますよ。全部じゃないけどね。全部じゃないと皆さん言ってましたが、だから、これもやっぱりちょっと違うかな。不十分だったというぐらいでしょうかね。私は不十分だと思ってないんですが。

委員長 なかったじゃなくて不十分ですか。客観的根拠をカットして、具体的資料の提出がなかった。これでよろしいですか。

ご異議なければ次にいきます。

その次は、その下のあたりの「悪しき前例」という言い回しがいかがかと。

富山委員 行政事務上、一貫性を欠く前例、悪しき前例というよりも一貫性を欠く前例。

笹島委員 いいんじゃないの、悪しき前例で。

委員長 このままでいいと。悪しき前例は訂正しないと。

勝村委員 悪しきは要らないんじゃないの。前例だけで。悪しきは余計なんだよ。

寺門委員 「前例をつくることになった」でいいんじゃないですか。

委員長 じゃ、ここは「悪しき」を削除します。

次が「今後正しい判断がなされるか疑問が残る」、これもいいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 あとは9ページ、最後、「寄附する大前提であることは容易に想像できる」。

(複数の発言あり)

委員長 じゃ、「容易に」をカット。

花島委員 これ、先ほどから言っているように、私は議事録を見てちゃんと確認しているんですよ。だから、Cさんはこれがあるがなかろうが手を離れることを歓迎したと言っているんですよ。それ委員長、確認してませんか。だから、いいですよ、それは私、全体的に反対するわけですが。それをあらかじめちゃんとコメントとして言っておきます。私が突っ込んで聞いているんですから、それがあろうが、なかろうが、とにかく自分の手を離れることを歓迎しているとCさんは言っていたんです。

委員長 私が聞いているのはここをどう変えるんですか、あるいは変えなくていいんですかという質問ね。教えてください。

花島委員 ここは全面的に削除すべきです。少なくともCさんについては違いますから。

委員長 そうすると、全面的にというのはどこからですか。皆さんの意見聞きますから。

花島委員 「また、「寄附」と」から、「想像できる」までですよ。

委員長 「また、「寄附」と」の部分からずっと最後まで、「想像できる」までのこの3行を全部削除という花島委員のご意見、いかがでしょうか。

筒井委員 削除しなくていいと思います。

(複数の発言あり)

委員長 じゃ、「容易に」をカットして、「あることと想像できる」この言い回しに変えます。

次が 10 ページの中段、「トップとしての資質を疑わざるを得ない」。トップとしての資質と言うと……

副委員長 「また」以下を全部削除でいいんじゃないですか。「また、補正予算提出時の」というところから全部カット。

(「そうだよ」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、「また、補正予算提出時の「私の監督不行き届き」」の部分から最後まで 4 行、これ全部カットというご意見。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なければ、じゃ、これ 4 行カットします。

あとはその次の段、「議会軽視も甚だしい」。

これは残すと。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 これは変更せず。

さっき、あと花島委員からあったのが、「議会から指摘された寄附後のことであり、寄附前にそのような認識が執行部にあったとは考えづらい」、これは承服できないというご意見あったんですけれども、いかがいたしましょう。残してもいいですか。

(「事実だからいいんじゃないの」「これはいいでしょうね」と呼ぶ声あり)

委員長 じゃ、これはこのまま残します。

それから、11 ページのほうで上から 3 行目、「大きな怠慢と断言せざるを得ない」。ちょっとこれは厳しい。

(複数の発言あり)

委員長 「断言せざる」を「言わざる」。言わざるを得ない。大して変わらないか。行政組織として大きな怠慢。「行政組織として怠慢である」。「大きな」はカット。ここはこう変えます。

あと 1 つが、ここの (3) 番の「結論は出せない」。「今回の寄附が「負担付き寄附」に該当するかどうかの判断は、さまざまな解釈があるため委員会としての結論は出せない」、このままでいいかどうかなんです。

副委員長 この部分については、前回委員会提出資料の結論は出せないので、司法の判断に委ねるかどうかは議会として検討していただきたいという文言だったんですね。それをこういうふうにしたらどうかということで皆さんにご提案いただいて、このように直したんですけれども、それも踏まえて改めてどのようにしたらよいか。

笹島委員 調査した結果でしょう。だから調査した結果、今回の寄附が負担付きに該当するかどうかはさまざまな解釈があるとして委員会としては決定することができない。

福田委員 これは幅広く考えたほうがいいな。那珂市だけの問題じゃなく、これはどこでもい

ろいろ今検討しているわけだから、そういったちょっと含みを持った文言を入れたほうがいいな。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午前 11 時 59 分）

再開（午後 0 時 05 分）

委員長 再開します。

今の部分は、「負担付き寄附に該当するかどうかの判断は法律家にも確認したが、さまざまな解釈があるため委員会としての結論は出せない」というふうに訂正します。

11 ページの中段、「本件の最高責任者である市長の責任は重大である」、ちょっとこの言い方が気になるというご意見ありましたが、いかがいたしましょう。

萩谷委員 1 つは、これ本件の最高責任者である市長の責任は重大であると、こうなっていますが、その前に適切でないことが多々あり、今後このようなことを二度と起こさないようという形で削除したらどうかと思いますけれどもね。どうでしょうかね。

（「そのほうがいいかもしれない。本件とかは取ってしまえばいい」と呼ぶ声あり）

萩谷委員 そう、本件は抜く。抜いて、多々ありから、今後このようなという形にしたほうがどうかと思いますけれどもね。

花島委員 ほとんど同じ意見ですけれども、多々あったで切って、本件の最高責任者である市長の責任というのを削除でいいと思います。つないでしまうと文章が長くなって読みづらい。いや、だから、萩谷委員のご意見は、そこの市長の責任重大というのを取って、次の文とつなげるというご意見でしたよね。だから、それはつなげないで、そこで多々あったと切ってしまうと。それで責任重大を取る。

筒井委員 「市長の責任重大」というのを取るのは賛成です。といいますのは、10 ページにあるんですよ、同じことが。「最高責任者としての自覚に欠けていると言わざるを得ない」というのが残ってますよね、そのまま。だから、ここで言っているので、次のところの 11 ページでは「本件の最高責任者である市長の責任は重大である」というのは要らないかと思います。

勝村委員 だから、今花島委員も筒井委員も言うように、10 ページに同じことが出ているんですよ。だから、「行政の事務事業として適切でないことが多々あった」ここでマル。

「本件の最高責任者である市長の責任は重大である」これはカット。で、「今後このようなことを」といけばいいんじゃないかと思います。

委員長 じゃ、ここの文言に関しましては、「本件の最高責任者である市長の責任は重大である」、これをそっくりカット。そして、この「多々あった」で 1 回切ると。前文を「適切でないことが多々あった」で 1 回切って、ここを 1 行削除して、「今後このようなことを二度と起こさないよう」というふうにやるということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

副委員長 すみません、あと、先ほどの個人情報の部分ですね。この辺はどうでしょうか。

（「これはカットだろう」と呼ぶ声あり）

副委員長 所有者はよろしいですか。さっき所有者は何か相続人に変えたほうがとかという話もありましたが、どちらでもいいですか。

委員長 所有者という市になってしまうから、相続人のほうがわかりやすい。

副委員長 であれば、所有者というのはいろんなところに出てくるんで、それを全て所有者じゃなくて相続人に変えるということで。

花島委員 単に所有者をとすると全員ということになるので、そのうちの1人ということがわかるような表現にすべきだと思いますね。

委員長 それは秘密会にして、個人情報の保護という観点から具体的な名称はやっぱり避けるべきじゃないかと思います。

花島委員 私が言っているのは、所有者のうちの1人がこう言っているという言い方にすべきだと言っているだけです。本当に3人のうちの1人だけですから、これ言っているのは。

委員長 じゃ、相続人の1人と変更します。ご異議ございませんか。

（異議なし）

委員長 じゃ、ここはそうします。

あと、ほかに修正すべき点等ありましたらお願いします。

勝村委員 それでいったら相続人だから、7ページの6番、（1）所有者、相続人。

委員長 ああ、所有者（3名）。これを相続人。

勝村委員 ですから、この報告書の中に所有者という言葉がたくさん出てきてますから、それを全て相続人に変えるということですのでよろしいですね。

委員長 じゃ、所有者という言い方を全部相続人に変更。

ほかにございませんか。

（なし）

委員長 それでは、そのように修正をすることを決定いたします。

今回の訂正部分はきちんと事務局のほうで修正してもらったものを、定例会の前に皆様方のほうへファクスとかの形でご通知できるようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 それで、ほかに加除訂正部分がなければ、12月の定例会で本委員会の委員長報告ということでやらせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

花島委員 採決してください。

委員長 じゃ、この花島委員の意見書ということであった……

副委員長 違う、この報告書でいいかどうか。今加除訂正する前提でね。

委員長 いや、だから今それを聞いた。これでいいかと。みんないいと言った。

事務局長 簡易採決だから、反対があった以上は採決をしなくちゃならない。

委員長 はい、わかりました。すみません、じゃ、最終的な採決をします。

以上の委員会報告の案ということで決定をしたいと思いますが、賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長 じゃ、賛成多数で本案を決定いたしました。よろしく願いいたします。

花島委員 留保します。

委員長 今、花島委員から留保の挙手がありましたので、申し出に関しまして、留保には1人以上の賛成者を必要とします。花島委員の少数意見の留保に賛成の方は挙手願います。

(「意味がよくわからない」と呼ぶ声あり)

委員長 今の採決に関しまして、少数意見ということで花島委員から留保というご意見があったんですけども、その留保の意見があった場合には、採決をして、1人以上の賛成者がなければ成立しないということになります。

副委員長 今、少数意見の留保という言葉が出てきましたけれども、例えば先ほど花島委員から意見書が出てまいりました。これを本会議の委員長報告をしたときに、意見として意見を述べるができること。さらにこの報告書で仮に採決して議決したとしても、そこにこういう意見もありましたということで添付することができるという権利であります。

花島委員 それを認める方が欲しいと、私以外に。どなたか支持していただだけませんか。

副委員長 本人のほかにお1人の賛成があればそれが認められる。

福田委員 いいでしょう。それは。

委員長 じゃ、お諮りをいたします。

ただいま花島委員から少数意見を留保したいとの申し出がありましたが、留保にはご本人以外にもう1人の賛成者を必要とします。花島委員の少数意見の留保に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

委員長 じゃ、1人以上の賛成者がありましたので、成立します。賛成者が3名ございましたので、花島委員の意見は少数意見として留保されました。

なお、少数意見報告書はできるだけ簡単明瞭に作成し、速やかに委員長を経て議長に提出願います。

以上です。

暫時休憩します。

休憩(午後0時17分)

再開(午後0時17分)

委員長 それでは、再開いたします。

続きまして、今後の方向性ということで、先ほど決定しました加除訂正をさせていただ

き、菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会調査報告書として本会議に報告させていただき、調査終了といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、執行部より提出された資料につきましては返却いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのように決定いたします。

以上で菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会を閉会といたします。

閉会（午後0時19分）

平成31年1月22日

那珂市議会 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会

綿引 孝光